

南国市周遊観光 PR 動画制作業務委託応募要項

1. 実施目的

南国市には海洋堂 SpaceFactory なんこくや西島園芸団地、県立歴史民俗資料館、岡豊城跡、国分寺をはじめとする史跡、名所等観光スポットは多数存在していますが、全国の観光地に比べると知名度が低い状況です。

また、令和7年春から NHK の連続テレビ小説「あんぱん」の放送が決定しており、南国市を県内外へアピールする機会が増えることが想定されます。

実際に南国市に来て、見て、触れてみたくなる、体験してみたくなる魅力を映像と音で伝える観光 PR 動画を制作し、ホームページや YouTube、SNS 等で広報をすることで、南国市を国内外の多くの人に認知してもらい、観光誘致・周遊促進につなげることを目的とします。

動画は WEB やメディア等で公開するだけでなく、関西アンテナショップや大阪万博などイベント出店で活用も想定しており、各種プロモーションの機会において幅広く活用する予定です。

2. 業務概要

- (1)業務名：南国市周遊観光 PR 動画制作業務委託
- (2)企画提案仕様書：仕様書(別紙1)を参照してください。
- (3)期 間：契約日から令和7年2月 28日(金)まで

3. 企画提案競争の方法等

南国市周遊観光 PR 動画制作業務(以下「本業務」という。)をより効率的・合理的に行うため、公募型プロポーザル方式により、優れたノウハウ等を含む提案を受け、本業務の受注者を決定するものです。

4. 予算額(委託費)

本業務の委託費の上限額は、3,000,000 円(消費税を含む)です。

この上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものです。なお、見積書には、提案合計金額とその内訳を提示してください。

5. 参加資格

本案件へ提案を行う者(以下「提案者」という。)は、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- (1)国籍、年齢、性別、個人、グループ(企業を含む)、プロ、アマ、高知県内外在住を問いませんが、日本語で対応できる体制を整えていること。
- (2)業務内容等を十分に理解し、適切な体制、スケジュールで参加できること。
- (3)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4)高知県税、南国市税の滞納がないこと。
- (5)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)。

- (6)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (7)代表者又は役員が南国市暴力団排除条例(平成23年南国市条例第4号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。

6.スケジュール

事項	期日・予定日	備考
公募開始	令和6年7月1日(月)	
質問受付期限	令和6年7月8日(月) 午後5時必着	
質問の回答	令和6年7月12日(金)	午後5時までにホームページに公開
参加申込提出期限	令和6年7月26日(金) 午後5時必着	
審査会に関する詳細通知	令和6年8月上旬～中旬頃	
企画提案書等提出期限	令和6年8月20日(火) 午後5時必着	
審査(プレゼンテーション実施)	令和6年8月28日(水)	
審査結果通知	令和6年9月上旬	審査終了後1週間以内に通知書を発送
契約の締結	令和6年9月中旬頃	

※説明会は実施しません。

7. 質問の受付

本募集の内容に不明な点がある場合は、提案者から質問書【様式4】を送信してください。

質問書の提出は電子メールをお願いします。(webinfo@nankoku-kankou.jp)

期限・回答は以下の通りです。

質問の提出期限：令和6年7月8日(月)午後5時必着

質問の回答：令和6年7月12日(金)午後5時までに当協会ホームページに公開

8. 参加申込方法

提案者は、参加申込書を作成し、以下の要領により提出してください。

(1)提出書類等、提出期限

- | | | |
|------------------|---|------------------------|
| ①参加表明書【様式1】 | } | 令和6年7月26日(金)
午後5時必着 |
| ②会社概要・業務経歴書【様式2】 | | |
| ③業務実施体制【様式3】 | | |

- | | | |
|-------------------|---|--------------------------|
| ④見積書及び内訳明細書(任意様式) | } | 令和6年 8 月20日(火)
午後5時必着 |
| ⑤企画提案書(任意様式) | | |
| ⑥サンプル映像 | | |
- ⑦滞納がないことの証明書 ※委託者に決定した事業者のみ、契約前に提出していただきます

(2)提出方法：1. 上記①～③、④～⑥：事務局宛て持参または郵送(事務局参照)。

持参の場合は、平日午前8時30分～午後5時まで。郵送の場合は、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

2. 以下記入要領により提出してください。

(3)審査書類の記入要領

提出書類	様式及び内容	部 数
①参加表明書【様式1】	○提案者の代表者印を押印してください。	正本1部
②会社概要・業務経歴書【様式2】	○PR 動画作成業務受注実績(直近5年以内)を記入してください。 ○業務期間は、完了したものは委託契約締結日から業務完了日までの期間とし、現在実施中のものは委託契約書に記載された業務期間を記入してください。 ○会社の概要パンフレット等も添付してください。	正本8部
③業務実施体制【様式3】	○本業務の実施体制を記入してください。	正本1部
④見積書(内訳明細書)(任意様式)	○本業務の実施に伴うすべての経費を記載し、項目名や単価、数量(人数)等内訳が具体的にわかるようにしてください。見積額は、消費税を含めた金額を提示し、消費税額も記載してください。 ○事業名には「南国市周遊観光 PR 動画制作業務」、宛先は「一般社団法人南国市観光協会」と記入してください。	正本1部
⑤企画提案書(任意様式)	○仕様書の内容に基づく作品内容案 9本以上 (企画提案書によるプレゼンテーションにより審査を実施します)	正本8部
⑥サンプル映像	○過去に作成した動画等(サンプル映像は試写により審査を行います)	1本

9. 審 査

審査は、南国市周遊観光PR動画制作業務委託契約プロポーザル審査委員による、プレゼンテーション審査を行い、総合評価で最高得点を得た提案者を契約予定者とします。なお、最高得点が同点となった場合は、委員会委員による協議により決定するものとします。

<審査>

- ① 内容:提案者の会社概要・業務経歴、業務実施体制、企画提案内容のプレゼンテーション、サンプル映像の試写
- ② 日時:令和6年8月28日(水) ※詳細別途通知
- ③ 発表時間等:1 事業者につきプレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10～20 分程度を予定
- ④ 機器等の準備:プレゼンテーションで使用するパソコンは、提案者で準備してください。なお、プロジェクター(音ありの場合:HDMI、音なしの場合:SUB)、スクリーンは当協会で用意します。
- ⑤ プレゼンテーションを行う者は業務実施体制に記載された者としてします。
- ⑥ 審査における評価のポイントとしては、以下の点を重視します。
 - ・インパクトのある独創的な内容か
 - ・見る人を惹きつける工夫があるか
 - ・分かりやすく伝える内容となっているか
 - ・インバウンド向け、多言語への対応
 - ・業務に係る体制やスケジュール など
- ⑦ 結果通知:審査結果はホームページに公表するとともに、審査を行ったすべての提案者に対して審査終了後1週間以内に通知書を発送します。審査により最高得点を得た提案者を契約予定者としてします。契約予定者が参加資格を失った場合は、次点獲得者を契約予定者としてします。なお、南国市観光協会と仕様並びに価格等協議のうえ、当協会の内部手続きを経て、本業務の受注者として決定されるため、契約予定者の通知をもって本業務の受注者を約するものではありません。
当該結果に対する質問や異議等は受け付けないこととします。

10. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ☐ プロポーザル手続きの過程で、上記5で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ☐ 予算上限額を超える見積書を提出したとき
- ☐ 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ☐ 提出期限までに必要書類の提出がないとき
- ☐ 審査を欠席したとき
- ☐ 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ☐ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ☐ 審査の公平性を害する行為があったとき
- ☐ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、委員会が失格であると認めたとき

11. 契約

- (1)企画提案書の提案内容を基に、南国市観光協会と協議のうえ、契約を締結します。なお、契約後に委託内容の変更が必要な場合は、別途協議することとします。
- (2)契約金額の支払は、本業務完了後となります。

12. 留意事項

- (1)企画提案書、サンプル映像等の作成経費や旅費等の必要経費等は提案者の負担とします。
- (2)提出された書類等は返却しません。
- (3)審査後に本応募要項及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (4)審査書類の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、辞退理由等を記載した文書で南国市観光協会会長に通知してください。
- (5)本業務の実施にあたって、業務の全部を他の事業者に再委託することはできません。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではありません。

13. 事務局(問い合わせ先)

〒783-8501 高知県南国市大埴甲2301番地 南国市商工観光課内
一般社団法人 南国市観光協会
担当:安岡
TEL:088-855-3985(平日午前8時30分～午後5時15分)
FAX:050-3155-3822
E-mail:webinfo@nankoku-kankou.jp